

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実に資する観点から、公営住宅の供給目標の設定状況、住宅困窮者等の入居に係る各種施策・事務の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

国土交通省、厚生労働省

### (2) 関連調査等対象機関

16 都道府県（北海道、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、鹿児島県）

53 市区（札幌市、函館市、釧路市、苫小牧市、山形市、米沢市、鶴岡市、前橋市、さいたま市、川越市、川口市、春日部市、大田区、板橋区、八王子市、立川市、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、名古屋市、岡崎市、春日井市、豊田市、京都市、福知山市、宇治市、亀岡市、大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、奈良市、大和高田市、橿原市、広島市、呉市、三原市、東広島市、下関市、宇部市、山口市、徳島市、阿南市、美馬市、高知市、室戸市、土佐清水市、北九州市、福岡市、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市）

関係団体等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州）

行政評価事務所 2事務所（東京、神奈川）

## 4 実施時期

平成28年12月～30年1月